

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部改正

◇告示 公共測量の終了並びに永久標識の設置
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
土地改良区設立の認可申請
鳥取県木炭傳習要綱

規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第四十八号

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百十一号。以下「法」という。）の施行に関しては、」の下に「主要農作物種子法施行令（昭和二十八年政令第九十号）、」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

（審査の請求）

第三条 法第四条第一項の規定によるは、場審査又は同条第二項の規定による生産物審査を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに別記第三号様式によるは、場審査請求書又は別記第四号様式による生産物審査請求書を、その者の住所を管轄する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

区分	ほ、場審査請求書	生産物審査請求書
稲及び大豆	毎年七月末日	毎年十月末日
麦類	毎年三月末日	毎年六月末日

(審査の実施方法)

第四条 法第四条の規定による審査は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる時期において、異種類、異品種及び変種の混入程度、り、病程度、風水害及び虫害等による被害程度並びに種子の発芽率、水分含有量、一升重量等につき別に定める審査合格基準及び審査方法によつて行う。

区分	ほ、場審査		生産物審査
	第一期	第二期	
稲	出穂期	糊熟期	毎年 自十一月一日至十二月末日
麦類	出穂期	糊熟期	毎年 自七月一日至八月末日
大豆	開花期	成熟期	毎年 自十一月一日至十二月末日

第五条中「法第四条第五項」を「法第四条第六項」に、「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改める。
第三号様式の次に第四号様式として次のように加える。

第四号様式

生産物審査請求書

昭和 年 月 日

住所

審査請求者

氏名又は名称

左記生産物について、主要農作物種子法第四条の生産物審査を請求します。
記

第号	ほ、場審査証明書の番号	審査請求数	石斗	種子の種類名	品名	生産ほ、場面積	ほ、場の指定番号	審査希望時期	審査希望場所	摘
計										

備考 一 請求書は二部提出すること。

二 連名で請求し又は市町村長が、代理請求する場合は、ほ、場審査証明書の番号ごとに請求者(ほ、場担当者)の氏名又は名称を摘要欄に記載すること。



八上村千間土地改良区
湖山村瀬土地改良区

八頭郡八上村大字天神原
気高郡湖山村

渡辺 映
上山雄次郎

大久保壽治

岡野 亀治

〃

尾崎 益治

〃

川口文三郎

〃

山下徳次郎

〃

星見 重藏

〃

太田 憲男

〃

上小鴨村耳土地改良区

東伯郡上小鴨村大字耳

竺原 勅夫

重尾 台藏

〃

竺長 寛治

〃

入沢 賢治

〃

竺原 晴家

〃

竺原 郁

〃

米田 政好

大字鴨河内

馬西 治徳

〃

米田 晴友

〃

森本 茂

〃

尚徳村四箇村堰土地改良区

來海 英男

西伯郡尚徳村大字兼久

遠藤 吉重

〃

竹内 弘

〃

後藤儀三郎

〃

佐藤 兼壽

〃

遠藤 壽一

〃

青砥 延壽

〃

山本 繁市

〃

大宮村印賀土地改良区

段塚 或郎

日野郡大宮村大字印賀

遠藤 正明

〃

遠藤 角市

〃

古都 巖

〃

鳥取県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡泊村大字石脇桜井壽太郎外十八人の者から、泊村石脇土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

上田 芳友
青戸 秋美

〃 〃

大字宝谷
大字印賀

昭和二十八年六月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年六月二十七日から同年七月十六日まで

三 縦覧の場所

東伯郡泊村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十三号

鳥取県製炭傳習要綱の次のように定める。

昭和二十八年六月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

（目的）

第一条 この要綱は、製炭についての実地修練を基本として製炭に志す者に製炭に関する学科及び合理的製炭

経営に必要な技術を授けて製炭技術の向上を図るとも農山村の中堅となる人物を養成し農山村経済の振興に資することを目的とする。

(修練の課程)

第二条 傳習修練課程は、次のとおりとする。

- 一 公民に關する事項
- 二 学科、林業一般、測樹、測量及び製炭
- 三 実習、製炭、測量、測樹その他
- 四 前各号の外第一条の目的達成のため必要と認めらるる事項

(事務)

第三条 傳習に關する事務は、農林部林務課において処理する。

(修練場所及び傳習生の人数)

第四条 知事は、毎年傳習のための修練場所及び修練する者(以下「傳習生」という。)の人数を定めて公表するものとする。

(職員)

第五条 傳習生の修練は、林務課長及び知事が別に指定する職員がこれに當るものとする。

2 前項の修練は、同項に規定する職員の外講師又は囑託を委嘱してこれを行うことができる。

(傳習生の資格)

第六条 傳習生は、市町村長の推薦した者で次の各号に該当する者から選抜する。

- 一 身体強健で志操堅実な者
- 二 義務教育終了者で成績良好な者
- 三 三十歳未満の者

2 知事は、短期修練志望者があるときは、適當と認めたる者に限り特別研究生として修練させることができる。

(修練の期間)

第七条 傳習生の修練期は、一箇年とする。但し、昭和二十八年度に限り六箇月とする。

(修練手続)

第八条 この要綱に定めるところにより修練しようとする者は、別記第一号様式の修練願に履歴書、最終出身

学校の卒業成績証明書及び市町村長の推薦書を添え毎年二月末日までに知事に提出し承認を受けなければならない。但し、昭和二十八年度においては修練願の提出期限を七月五日までとする。

2 第六条第二項の規定により短期に修練しようとする者は、別記第二号様式の修練願を知事に提出して承認を受けなければならない。

3 前各項の修練願は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

(選抜方法)

第九条 傳習生の選抜は、書類審査及び口答試験によつて決定しその結果を出願者に通知する。

2 第六条第二項の特別研究生は、書類審査によつて決定しその結果を出願者に通知する。

(誓約書)

第十条 修練の承認を受けた者(短期修練者を除く。)は、別記第三号様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

(費用)
第十一条 傳習生に対しては授業料は徴收しない。

2 傳習生(短期修練者を除く。)に対しては予算の範囲内で手当を支給する。

(修練の中止等)

第十二条 傳習生が修練中修練を中止し又はやめようとするときは、事由を記載した願書を知事に提出して承認を受けなければならない。

(修了証書)

第十三条 知事は、傳習生(短期修練者を除く。)が所定の修練を終えたときは、修了証書を授与し成績優秀な者に対しては鳥取県木炭検査吏員適任証を交付する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別 記

(第一号様式)

修 練 願

このたび傳習生として修練したいので関係書類を添え

